

埼玉県立芸術総合高等学校

いじめ防止基本方針

平成26年4月

目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	1
第2 いじめ早期発見への取組	1
第3 いじめの早期解決への取組	2
第4 いじめ問題に向けての校内組織	2
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	3
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	4
第7 年間計画	5

はじめに

本方針はいじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめの未然防止及び早期解決等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの未然防止のための取組

生徒に学習における達成感を味わせ自尊感情を育むとともに、芸術を学ぶ生徒一人ひとりの豊かな感性を養う。また、自らの作品をわかりやすく説明したり、集団の中で論理的に意見を表明するとともに、他者の意見を傾聴できるアーティストとなるように促す。

日頃から教員一人一人は分かりやすい授業や学ぶ楽しさ伝えることを心掛け、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、社会生活で必要とされるマナーを身に付けさせる。特にインターネットやスマートフォンについては入学後早い段階から適切な使用方法を指導する。

本校では文化祭などの学校行事を、生徒個々人が力を発揮する機会と位置付け、創造的な活動に主体的に参加させることで、生徒相互の協調する心を養い、集団への所属感や連帯感を高めるように促している。また、その活動を生徒会本部役員と実行委員会の委員によって運営させることで、催し物を組織的にプロデュースする機会とし、生徒の望ましい人間関係づくりの一助となるように配慮する。

なお、学校生活のある側面で困難を抱えた生徒がその後も学校生活を確実に送ることができるよう、学科・共通教科の授業や補習・部活動・同好会など活動の複線化を心掛ける。

第2 いじめ早期発見への取組

本校では、いじめはどの生徒にも起こりうるし、加害者・被害者のどちらか、若しくはどちらかにいじめの認識がない場合もあるということを共通認識し、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しく授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 生徒指導部は各年次と連携して、「生徒対象いじめアンケート調査」を年1回（5月）実施。
- (2) 各年次は、年間の欠席数が20日を超えた段階で原因を確認し、いじめが原因と疑われる場合は、いじめ防止委員会に報告し、対策を検討する。
- (3) 企画委員会は、「保護者対象いじめアンケート調査」を年1回（1月）実施。
- (4) 生徒指導部・保健環境部は、いじめの事実を本人だけでなく、目撃若しくは聞いた生徒が学校に伝えられるように工夫する。

本校は、全職員が、生徒のささいな変化、いじめに繋がりがねない暴力的な言動や、からかい、ふざけあい等に気づくようにアンテナを高くして心配りに努めるとともに、生徒の現状や課題を積極的に情報共有し、速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 各年次で生徒について情報共有する機会を設定するとともに、いじめ防止委員会や年次主任会議において、管理職及び他の年次と情報交換を行う。
- (2) 生徒との信頼関係を構築するとともに、「学校が守ってくれる。」と生徒が信じられるように、日頃から毅然とした指導を行う。

第3 いじめの早期解決への取組

本校では、いじめを発見した際には、速やかに以下の取組を行う。

- (1) いじめ問題を発見若しくは通報を受けた時は、速やかに組織的な対応を図る。結果的にいじめではないと判断される可能性がある案件でも、個人で判断せず躊躇することなく、管理職・いじめ防止委員会に相談する。
- (2) 学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、家庭との連携を図るとともに、関係機関・専門機関とも積極的に連携する。
- (3) 対応においては、被害生徒を守り円滑な学校生活を支援することを第一に考え対処する。加害生徒、間接的に加担している生徒へは直ちにいじめ、からかいなどをやめさせる。
- (4) いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示し、いじめを許さず、いじめがあったら通報や相談できる勇気を出せるように日頃から指導する。
- (5) スクールカウンセラーの活用や相談窓口（いじめ防止委員会、又は管理職）の設置により、生徒・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。
- (6) 本校では、いじめ防止対策推進法第23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止委員会を中核に校長のリーダーシップの下、全職員が協力していじめ根絶に向けて取り組む。

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、いじめ防止委員会を設置する。

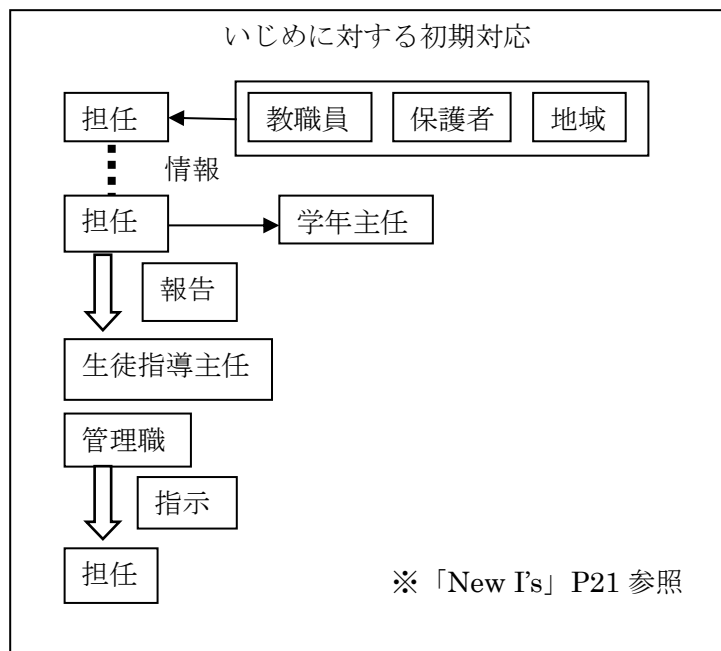
管理職、生徒指導主任、年次主任、養護教諭を原則的な構成員とし、個々の事案により、主幹教諭、教務主任、学級担任や部活動の顧問が参加する。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

【活動内容】

- ・ いじめ防止に関する取組の検討、工夫を行う。
- ・ 情報収集に努めるとともに、気になる状況などは積極的に調査する。
- ・ 日頃から家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。

【開催】

- ・ 各学期開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。



第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

【重大事態の意味】

いじめにより、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

「生命、心身又は財産に重大な被害」を受けた場合や、相当の期間欠席を余儀なくされている場合を想定する。

(相当の期間は年間30日を目安、ただし一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。)

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、本校は、「重大事態」に以下のとおり対処する。

(1) 調査及び対応の検討

重大事態が生じた時、その重大事態を全職員が理解し、いじめ防止委員会において調査を実施する。調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告する。

調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点からいじめ防止委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。

また、必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。

(2) 加害生徒への指導

生徒指導委員会を開催し、加害生徒の懲戒（戒告、謹慎など）について検討するとともに、加害生徒といじめについて共通認識を持つべく説諭し、二度と起こさないように指導する。

(3) 再発防止に向けた取組

調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に努める。

- ・ いじめ防止委員会で取組の不備・課題を検証し再発防止策を策定する。
- ・ 生徒指導部で、二度と起こらないよう生徒指導体制の点検を行うとともに、年間指導計画の見直しを実施する。
- ・ 教務部はいじめの被害生徒を守り、学習を保障するため、補講計画などを立案し、学習面のサポートを実施する。

第 6 インターネットなど I T 機器を通じて行われるいじめ対策

インターネット上などでいじめ防止対策として以下のとおり取り組む。

本校では、I T 委員会を中心に、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) ロングホームルームなどを活用して、ネット問題について年 1 回生徒向け講演会を実施する。
- (2) 年次集会を活用して生徒の意識啓発を図る。
- (3) 夏季休業中に「I T 断食」を体験させるなど、I T に依存しないように指導する。

第7 年間計画

	1年次	2年次	3年次
4月	・いじめ防止、IT 機器マナー教育（学年）	・いじめ防止教育（年次）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・各年次でいじめ防止基本方針確認 ・企画委員会：いじめ防止基本方針の確認と見直し いじめ防止委員会発足 昨年度の課題を基に本年度の取組の策定 		
5月	・生徒対象いじめアンケート調査（生徒指導部・年次）		
6月	・三者面談		
7月	・いじめ防止について1学期評価・改善検討（懇話会）		
8月	・家庭での課題 IT断食など		
9月	・文化祭準備及び運営などを通して組織の中での協力的な人間関係づくり 学科を越えた交流		
10月	・生徒会役員選挙を通じた自主的に協力して学校生活を送る姿勢の涵養		
11月	・生徒会によるいじめ撲滅キャンペーン（いじめ撲滅強調月間の取組）		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 ・マナーアップ講習会（スマートフォンなどIT機器利用においてなど） 		
1月	・生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査（企画委員会）		
2月	・今年度の問題点の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会）		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会において取組及び基本方針の協議 ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表（企画委員会） 		